

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月12日

宮崎市長 殿



提出者

住 所 宮崎市下北方町井尻5362-5

氏 名 原田建設株式会社

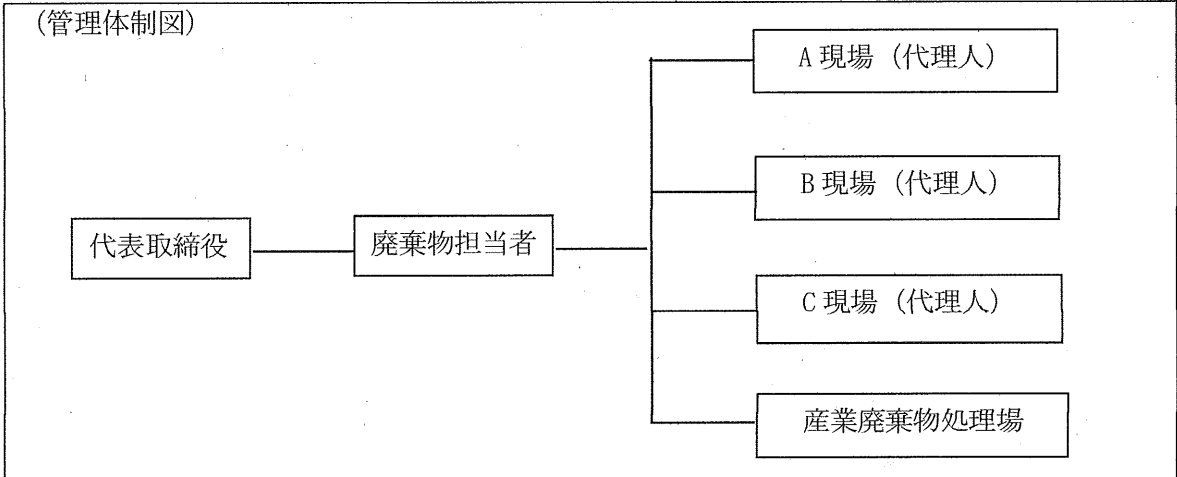
代表取締役 上原 雄藏

電話番号 0985-24-7463

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	原田建設株式会社
事業場の所在地	宮崎市下北方町井尻5362番地5
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業、産業廃棄物処理業、砂利採取業
② 事業の規模	781,519,000円
③ 従業員数	36人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"><li>・金属くず→中間処理委託(破碎)→再資源化</li><li>・廃プラスチック類→最終処分委託(埋立)</li><li>・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず→最終処分委託(埋立)</li><li>・廃石膏ボード→中間処理(破碎)→再資源化委託(土壌改良材)</li><li>・がれき類 →中間処理(破碎)→再資源化(再生砕石)</li><li>・木くず →中間処理(破碎)→再資源化(燃料チップ・敷き料)</li><li>・木くず →中間処理(焼却)→最終処分委託(埋立)</li><li>・紙くず →中間処理(焼却)→最終処分委託(埋立)</li><li>・繊維くず →中間処理(焼却)→最終処分委託(埋立)</li></ul>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和4年度) 実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまで実施した取組) ・がれき類及び木くず (リサイクル可) については、中間処理後、再資源化を図った。 ・木くず (リサイクル不可)、紙くず、繊維くずは中間処理 (焼却) とし、廃棄物の減量を行った。 ・現場では、廃棄物の分別の徹底を行った。		
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・前年同様、がれき類及び木くず (リサイクル可) については、中間処理 (破碎) 後、再資源化を図る。 ・木くず (リサイクル不可)、紙くず、繊維くずについては中間処理 (焼却) して減量を行う。 ・現場では、廃棄物の分別の徹底を行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず 取組：コンテナ、袋を配置し分別した。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：前年同様。 取組：コンテナ、袋を設置して分別を行う。

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・がれき類は、中間処理（破碎）後、再生砕石として再利用した。 ・木くず（リサイクル可）は、中間処理（破碎）後、ボイラーの燃料チップとして、また 牛舎の敷き料として再利用した。		
② 計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・前年同様、がれき類は、中間処理（破碎）後、再生砕石として再利用する。 ・木くず（リサイクル可）は、中間処理（破碎）後、ボイラーの燃料チップとして、また、牛舎の敷き料として再利用する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） ・がれき類は、中間処理（破碎）後、再生利用した。（再資源化） ・木くず（リサイクル不可）、紙くず、繊維くずは、中間処理（焼却）したので減量できた。			
② 計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） ・前年同様、がれき類は、中間処理（破碎）後、再生利用する。 ・木くず（リサイクル不可）、紙くず、繊維くずは中間処理（焼却）を行い、減量する。			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・自ら処理できなかった廃プラスチック、ガラス陶磁器くず、混合廃棄物、燃え殻については最終処分処理委託を行った。 ・木くず、繊維くずにおいては、中間処理（焼却）を、若干委託した。		

② 計画	【目標】別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年同様、自ら処理できない廃プラスチック、ガラス陶磁器くず、混合廃棄物、燃え殻については最終処分委託を行う。</li> <li>・木くず、紙くず、繊維くずについては、中間処理(焼却)委託を少量のみ行う。</li> </ul>	
※事務処理欄		

